平成25年度 第3回大阪府消費者保護審議会 議事録

- ■日 時 平成25年8月26日(月)15時~
- ■場 所 大阪府立労働センター 本館7階708号室
- ■出席委員 池田委員、小牧委員、高森委員、山本委員、吉田委員、飯田委員、稲垣委員、 岡本委員、中浜委員、三上委員、安本委員、今井委員、金谷委員、

(計13名)

■会議内容

○義永消費生活センター総括主査

お待たせしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成 25年度第3回大阪府消費者保護審議会総会を開催させていただきます。

司会を務めます、大阪府消費生活センター、義永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。机の上に用意をさせていただいています。

まず、第3回の消費者保護審議会総会の次第でございます。次に、ホチキスどめで、大阪 府消費者保護条例の改正について答申(案)、右上に資料1と表示しております。次に、

「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律について」、右上に資料2と表記しておりますホチキスどめの資料でございます。

以上の3点でございます。

お手元にございますでしょうか。ありがとうございます。

次に、出席委員の状況でございますが、報告をさせていただきます。当審議会の委員総数は17名でございます。本日は、大久保委員、加納委員、鈴木委員、西田委員のご欠席の報告を承っております。都合によりご欠席されるということでございます。

ということで、当審議会の委員総数は17名でございますが、現在13名の委員の方にご出席 いただいております。審議会議規則第5条の定足数過半数を満たしており、会議が成立して おりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、大阪府消費者センター所長田中よりご挨拶申し上げます。

〇田中消費生活センター所長

大阪府消費生活センターの田中でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、今月2回目となります消費者保護審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

去る7日の審議会におきましては、大阪府消費者保護条例の改正についての中間報告に対するパブリックコメントの結果、それに対する審議会の考え方、案などにつきましてご議論をいただきました。

本日は、前回の審議会のご議論を踏まえまして、中間報告を修正させていただき、まとめました条例改正についての答申(案)、それからパブリックコメントに対する審議会の考え方の案を準備させていただきましたが、これにつきましてご議論いただき、それぞれ答申、それから審議会の考え方を取りまとめていただきたいと考えております。

本日は、委員の皆様方におかれましては、現在の任期の実質的に最後の審議会ともなりま

すので、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。 それでは、本日はよろしくお願いいたします。

○義永消費生活センター総括主査

これからの議事につきましては、池田会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

〇池田会長

皆様、本当にお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきましてまことにありがとうご ざいます。

本年2月よりかなり精力的に、総会、それから部会、そしてまた総会という形で、先生方には大変お世話になっております。今回の条例改正に向けた審議でございます。本日は、前回の8月7日での審議結果を踏まえまして、いよいよ知事への答申に向けた案をご検討いただくということがございます。それから、前回いろいろとご意見をいただきましたパブコメへの回答につきましても、最終的に考えをまとめなければいけませんので、その2つが本日の議題ということになります。

いずれにしましても、本日、任期最後ということで、知事から受けた諮問に対する答申というものについて、まず優先順位として先に審議をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、事務局より、お手元資料の1でございますが、答申(案)についてご説明いた だきますようお願いいたします。

〇神山消費生活センター課長補佐

消費生活センターの神山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、答申案につきまして、変更した部分を中心にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。「はじめに」ですけれども、下の段落の下線部分につきまして修正させていただいております。内容といたしましては、前回は中間報告ということで、部会の報告という内容になっていたのですけれども、今回は、答申ということで、部会の検討経緯とパブリックコメントの結果を踏まえた内容にさせていただいております。

続きまして、2ページ目でございます。2ページ目も下線部分を修正させていただいております。これにつきましては、「また」以下の部分ですけれども、前回パブリックコメントの結果の中に、「交換取引についても対象にすべきである」という意見が多数ございました。その点を踏まえまして、この内容の記載をさせていただいております。

それと、もう1点、吉田委員からご意見をいただいていたのですが、消費者と事業者の全ての取引とすれば、新たな取引が起こった場合でも対象になるのではないかという意見をいただきました。これにつきましては、今後議論していく必要があるのではないかというふうに考えておりまして、議論するべきだという内容にさせていただいております。

3ページ目でございます。3ページ目も下線の部分でございます。この部分ですけれども、これも前回部会の意見ということで記載があったのですが、今回、教育推進計画と地域協議会の件につきましては、消費者基本計画との整合性とか、消費者審議会と協議会の役割というのがかなり重複する部分があると、その辺の効率面を考えた場合に、この審議会の部会として設置するという方法が望ましいという記載をさせていただきました。

3ページの下段の消費者安全法の一部を改正する法律の関係は、変更ございません。

4ページ目でございます。4ページ目の不招請勧誘の部分についても、課題であると、前から記載させていただいておりますので、特に変更はございません。

5ページ目でございます。苦情審査委員会についてということで、これにつきましても、 一番最後の「また」以下でございます。前回ご意見をいただきましたように、苦情審査委員 会の運営上の問題ということについて、適正に検証すべきではないかという意見を入れさせ ていただきました。

6ページ目でございます。6ページ目、自主行動基準の部分ですけれども、この点につきましても、前回ご意見をいただいた中で制度の検証をすべきだというご意見がございましたので、その旨を「なお」以下記載させていただいております。

7ページ目でございます。7ページ目の上段、消費者基本計画の件でございます。これも「なお」以下ですけれども、前回パブリックコメントのほうでご意見をいただいていました内容です。「平成26年度中を目途に策定すべきと考える」という部分について記載させていただいております。

7ページ、下段の部分でございます。応訴支援の部分でございます。前回から、この部分については課題だという概要は記載させていただいていたのですが、それについて、苦情審査委員会の開催状況等々のご意見を前回いただきました。その点についても、あわせて検討すべきだという内容にさせていただいております。

最後は、8ページ目でございます。8ページ目の(1)でございます。ここの部分は、前回部会の意見として、一定の方向性を示すのが困難であるという内容を記載させていただいていたのですが、今回パブリックコメントの意見と本委員会の意見を踏まえまして、保護という考え方はこれからも不可欠だということを踏まえて今後も検討すべきだという内容にさせていただきました。

それと最後、(3)の「前文について」の後段でございます。前回、現状認識についても 修正すべきという内容を入れさせていただいていたのですが、前文については、改正するの がかなり難しいところもございまして、ちょっと弱い表現になってしまったのは非常に申し わけないのですが、消費者教育の関係について盛り込むことを検討すべきだという内容に変 えさせていただきました。

中間報告からの変更をした部分は以上でございます。よろしくお願いします。

〇池田会長

ありがとうございました。

以上、事務局から、前回出てきましたところから少し手が加わったところを中心に補足の 説明をいただきました。このあたりは、また時間をしっかりとらせていただきたいと思いま すが、どこからでもこの答申案につきまして、ご意見等をいただければと思います。よろし くお願いいたします。

いかがでしょうか。

〇小牧委員

すみません、よろしいですか。小牧です。今回の答申案に、前回非常に議論になった部分を適切に盛り込んでいただきまして、非常によいのではないかと思います。特に消費者基本計画につきましては、前回漠然とした表現になっておりましたけれども、26年度中を目途にというしっかりした策定目標が記載されていることにつきまして、より一層計画の策定が進

むものになるんじゃないかというふうに考えております。

そこで、1点質問があるのですが、最後の前文のところで、現状認識については修正が難 しいと、今おっしゃいましたけれども、そのあたりをもう少し詳しくお聞かせ願えますでし ょうか。

〇神山消費生活センター課長補佐

ただいまのご質問ですけれども、条例の前文につきましては、条例の制定趣旨等々を入れるということで、基本的には時点修正というものは過去にも例がないということで大阪府としてはなかなか変更ができないというのが現状でございまして、事前に庁内の担当部署とも調整をしたのですが、なかなか厳しいというふうな回答をいただいておりました。できないことを答申でいただくというのはいかがなものかという気がいたしまして、事務局のほうで勝手ながら修正させていただきました。

〇小牧委員

わかりました。しかし、消費者教育について盛り込むということは可能なんでしょうか。

〇神山消費生活センター課長補佐

その点ですけれども、まだ大丈夫というか、変えられるという回答にはなっておらないのですが、昨年消費者計画推進法が新たに制定されたということもございましたので、何とか盛り込めるように調整はしたいと思っております。ただ、必ず入れられるかといいますと、ちょっと今の段階では、何とも言えないというのが現状になっております。

〇池田会長

このあたりは、審議会は審議会の意見としてまとめ、最終的には、それを政策政治のレベルでどう受けとめて具体的な形にするかということがあろうかと思いますので。

こちらの思いは、なるべく知事のほうに投げる。ただ、余りにも実現の可能性が乏しいことについて、審議会の意見の総意として出すということの、プラスとマイナスの面が多分あるのではないかと思いますが、そのあたりのところでいろいろと熟慮した結果の表現として、こういうふうになりました。

ご指摘の前文においても、消費者教育が持っている意味とか価値とか、これも時代が新しくなればなるほど、より大きな意味を持ってくるところですし、間違いなくそこは、これからの新しい社会を築いていくための、大きな柱になってくると思いますので。今回はこういう形になったけれども、今後、状況がどんどん全体的な合意形成が可能な段階ではちゅうちょなくなればなという願いというか、それで次の形に行けるかなということです。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

特にご意見がなければ、答申の案について、一応審議会として決定をさせていただければ と思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、これを前提として、来るべき30日には、知事サイドのほうに答申をさせていた だきたいというふうに思います。

それでは、その次の2つ目、パブコメへの回答ということで、これも事務局のほうで、少 し前回部分でいただきました意見を踏まえて、ご説明いただければと思います。よろしくお 願いします。

〇神山消費生活センター課長補佐

それでは、説明させていただきます。

資料2でございます。

まず1ページ目でございます。1ページ目の1つ目については、語尾だけ「検討すべきと 考えます」という言葉にさせていただいております。

2つ目の項目につきましても、一番上のセンテンスにつきましては、「検討すべきと考えます」ということでさせていただきたいと思います。

それと、2番目の真ん中のところでございます。この内容につきましては、先ほども、全ての取引を対象にすべきではないかということを答申のほうに、今後議論すべきという内容ですが、記載させていただきましたので、「答申の参考にさせていただきます」という表現にさせていただいております。

3番目につきましても、今と同じ全ての取引の中に含まれるということで、「答申の参考 にさせていただきます」という表現にさせていただきました。

2ページ目でございます。2ページ目も1つ目のセンテンスの最後の語尾だけを「すべきと考えます」という内容にさせていただいております。

3ページ目でございます。3ページ目の3番目は変わらずということで、4番目、4項目につきましても、語尾を修正させていただいております。

5番目でございます。ここも最終的には語尾を、「設置することで対応できるものと考えます」という表現にさせてもらっております。

4ページ目でございます。4ページ目の上の段につきましては、先ほどと同じ内容で「議論すべきと考えます」という表現にさせていただいております。

7番目でございます。この部分は答申のほうにも盛り込ませていただきましたので、ご意見については「答申の参考とさせていただきます」という表現にさせていただいております。

5ページ目でございます。5ページ目につきましては、上段、下段ともに語尾の部分をすべきと考えるという内容をつけ加えさせていただいております。

6ページ目でございます。6ページ目のところですけれども、1つ目のセンテンスです。 「義務を課していない」という表現をさせていただいていただけなのですが、義務を課して ないことについて、「今回の改正において義務化することは困難であると考えます」という 表現にさせていただきました。

それと、その下ですけれども、前回、消費者に関するご意見という内容でしたが、「ステッカーの周知等」という表現にさせていただいたのと、こういうことについて修正させていただきましたと、下の3番目は語尾の部分だけでございます。

7ページ目の部分ですけれども、語尾だけを修正させていただいております。

8ページ目でございます。8ページ目につきましては、ステッカーの件については、逐条解説に記載して、それを公表しているということと、条例や規則については、効果的には変わらないということで「必要はないと考えます」という表現にさせていただきました。その後、参考のほうでホームページのほうに逐条解説を掲載しておりますので、そのアドレスを入れさせてもらっております。

項目7番目も、語尾だけ修正させていただいております。

項目8番目、これも先ほどの義務化と同じで、今回の改正において義務化することが困難であるという表現にさせていただいております。

9ページ目でございます。9ページ目につきましては、1つ目の一番上の段落につきましては、語尾だけを修正させていただきました。真ん中につきましては、この件を答申のほうに一部意見として盛り込まさせていただきましたので、「答申の参考にさせていただきます」という内容にさせていただきました。

次、10ページでございます。この10ページの部分につきましては、ここも「今後の検討すべき課題であると考えます」という表現とともに、逐条解説のアドレスを参考の一番最後のところに記載させていただきました。

その下の項目の2つ目でございます。ここは語尾だけを修正させていただいております。 11ページも語尾だけの修正になっております。

12ページも同じく語尾の部分を修正、1と2、3、4の部分について修正でございます。13ページも同じく、その内容を修正させていただいております。

14ページも同様でございます。語尾だけでございます。

15ページにつきましては、再掲の部分は先ほどと同じで、語尾だけを修正させていただきました。15ページの参考の一番最後ですけれども、訴訟資金等の援助の対象の部分ですが、この部分は前回、回答というような形でしたが、参考として事実だけを、この欄に記載させていただく形にさせていただきました。

5番目については、ここも語尾だけでございます。

16ページでございます。この部分も語尾だけを修正させていただいております。

17ページです。17ページの部分については答申に合わせまして、一番上の条例の名称の件ですけれども、「ご意見を踏まえ、今後も引き続き議論すべきと考えます。」という表現にさせていただきました。

4、5、6につきましては、ここも語尾だけを修正させていただいております。 最後の18ページも語尾だけを修正させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇池田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいただきました。パブコメの回答の案でございますが、どこからでも、またご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇吉田委員

すみません、パブコメの回答ではないのですけれども、訪問販売に関するステッカーの部分で、パブコメでご意見をいただいているので、それに関連して事務局にお尋ねしたいのですが、今ある訪問販売お断りステッカー、今回の、仮に答申案のとおり条例が改正されたとしたら、あのお断りステッカーはどのようにお変えになる予定なんですか。販売購入交換という流れで書くようなことになるのでしょうか。私は、取引全般で訪問取引としてはどうかというのを前ご提案したのですけれども、このとおりになるとしたらどのようになりますか。

〇神山消費生活センター課長補佐

具体的にどういう形でするかは、まだ検討をできていない状態です。今おっしゃったような訪問販売・購入、流れでするのが一番シンプルでいいというのは。

〇吉田委員

交換。

〇神山消費生活センター課長補佐

交換は、実際には購入ということになると思いますので、その辺を含めてです。ステッカーにどう書くかというところまでは、まだ検討には至っていないというのが現状でございます。

〇池田会長

今ご指摘いただいたステッカーは、大阪府の消費生活センターと、大阪府の警察の多分予算をお使いになって作られていると思うのですが、訪問販売という旧来型のものではない、一般的に言えば訪問取引というような形で括るのが、より適切な表現方法になるのだろうと思います。予算的なこともこのあたりに少し絡んでくるので、そのあたりは、おいおい今回の答申の趣旨を踏まえて、ステッカーのところもまた新しい形になればというふうに思う次第です。現段階ではちょっと。

〇神山消費生活センター課長補佐

そうですね。来年度の予算等の要求もまたございますので、その辺も含めて内容は詰めて いきたいなと思っております。

〇小牧委員

これ、大阪府警と、ということなのですが、予算取りはセンターのほうでお取りになる感じですか。

〇神山消費生活センター課長補佐

そうですね。前回は基金を使って作成しておるのですが、大阪府のほうでも作るようには したいと思っておるのですけれども、個人で作って貼っていただくのも同じ効果があります し、市町村でも作られているようなケースもございますので、できるだけ作成する方向でし ていきたいと思っております。

〇小牧委員

自治体財政のより豊かな市町村があれば。

〇池田会長

ほかにいかがでございましょうか。 三上委員。

〇三上委員

前回、苦情審とか、それから自主行動基準などについてのところで、運営についての意見が大分と出たと思うのですけれども、それを答申案の中に文言として「検証すべきと考える」というふうに入れていただいたというのはよかったと思うのですが、条例の中にそういうところまでは記載できないということも前回お伺いしましたので、事務局にお尋ねしたいのですけれども、逐条解説の中に、もう少し運営とかについてのことを入れるということはできないでしょうか。

〇神山消費生活センター課長補佐

逐条解説のほうは、基本的には条例の解釈なり規則の解釈ということについて記載しており、苦情審などの運営については、具体的な事務処理の内容になるかと思いますので。この点については今後、検討した上で見直しをしていきたいと思っておりまして、逐条までは、今のところ入れることは考えていないです。

〇池田会長

そのほかはいかがでしょうか。

〇高森委員

教えていただきたいのでお願いしたいのですが、応訴における消費者支援のところで、事実だけ記載させていただきましたというご説明が先ほどありましたけれども、応訴支援を設けている主要都道府県の実績、東京都1件、平成11年と書いてありますが、これは応訴支援について、東京都は条例で規定があるけれども、にもかかわらず平成11年に1件あっただけだという、そういうような意味でしょうか。

〇神山消費生活センター課長補佐

はい。今、委員のほうからご指摘いただいたように、制度としては条例上、応訴でも提訴でも支援できるという内容になっているのですけれども、実績としましては11年の一度しか 応訴についてはないというふうになっております。

〇高森委員

そのあたりを、どうしてそんなに活用させないのかという点に関しても、これからいろい ろ検討なさっていくと。

〇神山消費生活センター課長補佐

東京都のほうにも確認はしたのですけれども、やはりうちで言う苦情審査会のあっせん調停を踏まえた上でのというような条件が同じように、ほかの都道府県においてもほとんどそういう内容になっておりまして、そこまで至らない、東京都は結構あっせん調停はされていると思うのですけれども、その中で、消費者のほうが訴えられるケースというのは、過去にも余りなかったという事実として、こうなっていると聞いております。

〇高森委員

ありがとうございます。

〇池田会長

この点については、恐らく次の新しいメンバーでの集会の中で、また検討を続けていただく引き継ぎ事項に多分なるのだろうと思いますけれども、現状はこういうことだということで。

ほかにいかがでございましょうか。

特にご意見がありませんのでしたら、一応パブコメの回答については、このような形でホームページを含めて対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、先ほど答申についても同様ですが、仮に誤植等の字句調整がありましたら、こ の点につきましては会長一任ということで、このパブコメへの回答もあわせてご一任いただ ければというふうに思います。

それでは、本日審議すべきものにつきましては、皆様にお諮りいたしました。これで議事を終了するということになるわけですが、先ほど所長のほうからもご指摘いただきましたように、本日が任期の関係で最後の審議会ということになります。この間、特に条例改正の検討部会を担当いただきました小牧委員、それから吉田委員には大変お世話になりました。それから、また皆様にも、2月以降からかなり精力的に審議会でいろいろとお知恵をお借りするという機会をいただきました。非常にありがたく思っております。

そこで、最後ということで、これまで委員としてお務めいただきました皆様方から、一言 ずつコメントをいただいて、絞めくくりたいなというふうに思っております。

〇山本副会長

突然でございますけれども、副会長という役職を頂戴いたしましたけれども、実質的には会長に全てお任せした形でこの審議会が順調に進んだということで、改めて会長にお礼を申し上げますとともに、それから、検討部会の3名の先生方にも、本当にこの検討部会については十分答申の案を作成していただきましたことに、私からも感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

〇中浜委員

中浜です。

いろいろと、この1年お教えいただきましてありがとうございました。これからも消費者 教育ということで、企業、行政、消費者、いわばこの三位一体が連携を持って、また警察と もタイアップしまして、これからは出張講座等もありますので、学校教育のほうに消費者教 育のほうを受けていただいて、小学校の子に今消費者教育をしたら、10年後には企業に就職 する、そのときに、やはり消費者教育を受けている子と受けていない子とでは全然違うと思 うので、継続は力なりということで、これからも活動をしていきたいと思いますので、また 今後ともよろしくご指導ください。ありがとうございました。

〇三上委員

三上です。

私は、6年間委員をやらせていただきまして、自主行動基準検討部会のほうでずっとやっておりまして、本当にジレンマがいろいろありまして、お墨つきを与えるのではないかというのは、この間も意見が出ていましたけれども、最後のこの半年ぐらいの間に条例改正という大きな議論の中に入れさせていただきまして、本当に自主行動基準のあり方だとか、すごく勉強になりました。小牧委員、吉田委員、会長、どうもありがとうございました。それから、皆さん方、大変お世話になりました。ありがとうございました。

〇安本委員

大阪府生協連の安本でございます。

ほぼ8年余りさせていただいたかというふうに思います。消費者庁ができるころから活性 化基金をどういうふうに使うとか、ずっとかかわらせていただいて、いろんな被害が本当に 条例等で防げればなという思いでずっとやってきましたし、消費者行政がいろいろと進んで いけばなと、ずっと思いながらやってまいりまして、最後の最後にここで答申ということで、 改正に向けて消費者基本計画をぜひ大阪府において、おつくりいただきたいなと思ってやっ てきましたので、よかったなというふうに思っています。

私自身は、生協の中の委員も少し変更がありまして、これから大学のほうの生協で仕事を してまいりますので、委員のほうは離れるかもしれませんが、引き続き大阪府の消費者行政 は見続けていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

〇今井委員

チェーンストア協会関西支部でございます。

途中でメンバー交代ということで、チェーンストア協会としては失礼があったということ をお詫び申し上げます。

この答申の考え方というものを関西支部の部会の中で踏襲していきまして、恐らく次のメンバーにまた入らせていただくというふうに思っておりますので、考え方はチェーンストア協会としてはずっと踏襲してここに参加させていただくという趣旨で継承していきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

〇金谷委員

ACAPの金谷でございます。

私のほうもいろいろと勉強させていただきまして、本当にありがとうございました。私が思っているのは、皆さんもだと思うのですが、消費者教育というのがスタートしたということで、いろいろと熱い思いをお持ちだとは思うのですが、事業者のほうも、将来の日本をつくっていく子どもたちに、一生懸命いろいろと教育をやっていこうということで出前授業とかをやっているのですが、なかなか教育現場の垣根が高いといいますか、なかなかそこに入っていけなかったりとか、あと小さな子供たちも大事なのですが、一番生活のピークを迎えている30代ぐらいの方たちに、なかなか講座なんかをやっても参加していただけないということで、情報を届けられないで歯がゆい思いをしているとか、いろいろ思いはあるかと思うのですが、そういった垣根を下げて皆さんで一緒に入ろうということで、幅広い人たちのところにいろんな情報を届けることができたらいいなということで、そういった機会にこれからも使えていったらいいなというふうに思っております。以上です。

〇岡本委員

岡本でございます。

本当にまだまだ巧みにだます悪質業者が多い、それについて消費者は、なかなか残念ながら学習ができていないというのを痛切に感じます。そのために、保護という言葉もぜひ残してほしいと私どもの団体でも考えて、パブリックコメントに出させていただきました。

昔は、衣食住ということが一様な消費者問題であったのですけれども、今は、騙されるというようなところで、非常に時代とともに内容も多様化、複雑化してまいりますので、ぜひ大阪府の消費生活センターにいたしましても、大阪府にいたしましても、被害に遭ってから消費者センターに来るというのがほとんどですけれども、未然防止というところにも力を入れていただけたら、消費者保護という形にもなっていくのかと思います。消費者もこれからは、自立した消費者という言葉がよく言われますけれども、そのためにも、いろいろと行政も、そして消費者団体も、そして事業者の方とも一生懸命にタッグを組んで、新しいというか問題にも、いろいろと学習していきたいなと思っております。私も改正のところに携わら

せていただきまして、非常に光栄に思いました。ありがとうございました。

〇稲垣委員

稲垣と申します。

私、この委員になりまして2年1期なのですけれども、その前は消費生活センターの相談 員をしていましたし、大阪府の府民でもありますし、その中で大阪府の消費者保護審議会が 何をしているのかというのが、ほかから見ると見えてこないのです。会議も前の委員さんか ら聞きますと、そんなにも開かれない。そこで何を検討しているのかも見えてこない。私が センターの相談員をしていても見えてこない。そうすると、府民というのは全く見えてない と思うのです。そのためには、何を議論されて、何を私たちが言っていって、何をこういう ふうに持っていったらいいのかということもわかってない。

ということは、保護審議会が、ひょっとしたらです、今回は条例改正で先生方に何回も集まっていただいて検討いただいて、私たち、パブコメもやらせていただいてかかわれたと思うのですが、普段は見えてこないので。もう少し私たち消費者が見えるような審議会となっていただきたいなというのが思いです。ちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、周りにいる私たち府民、消費者というのはそういうものなので、今後こういう保護審議会なり苦情審が数多く開かれて、府民の目に触れるような検討をしていただけたらなと思います。すみません、ちょっと生意気なようですけれども、そういうことでございますので。

〇飯田委員

すみません、機会を逸してしまいまして、質問をいつ言ったらいいのかわからなかったのですが、ちょっと教えていただけたらなと思うのが1点ございます。

答申の中で、基本計画と教育の推進計画を作り、それも来年度に作るという、いつ作るかということについては答申の中に盛り込まれたのですが、いつから議論するのか。いつからスタートするのかという問題ですけれども、今月末で委員の任期が終わって、来月あるいは10月ぐらいには、新しい次期の審議会が作られるということになると思うのですけれども、今年の2月の当初の事務局案もそのスケジュールで、来年の2月府議会に条例改正の議案が上程されて、それが順調にいけば3月末に成立をして、その条例改正を受けた形で来年度具体的な計画の時期が始まると、こういうことだと思うのですが、基本計画のほうを、条例改正を経ないとそういう議論というのはできないと思うのですが、教育推進計画のほうは国のほうで定められておりますので、地域協議会を設置してそこで議論してくださいというふうになっているので、必ずしも条例改正の後じゃないとできない、教育推進計画のほうですね。というふうに僕は解釈しているのですが、そうすると、やりようによっては、教育推進計画のほうを半年ぐらい先にスタートしようと思えばできるのではないかというふうに思うのです。逆に、来年度4月以降となると、答申が出てから半年間時間が開いてしまうというのですかね。というのと、来年度から議論が始まると、いかにも遅いなというふうに私自身は考えているわけです。

そういう意味でいうと、この中でも言ったかもしれませんが、できるだけ早く議論が解消され、あるいは計画づくりが、途切れなく議論が行われて、府民にも途中経過も含めて議論がされるのかということが、開示をされて考えてもらうという。そういうことというのは、考えてもいいのではないかなと私自身は思っているのです。その辺をちょっと事務局のほうでどういうふうに考えておられるのか、もしわかりましたら聞かせていただきたいと、これは質問です。

私自身は、今申しましたように、多分僕が一番この中では長く委員をしたのではないかなというふうに思います。前回の大きな改正のときにも参加をさせていただいて、それは条例に対する思い入れといいますか、そういうのがありまして、要は作った条例をやっぱり活用しないと意味がないと、幾ら内容を充実しても、それが活用されなければ意味がないなというふうにずっと感じてきたところです。そういう点では、基本計画の議論が来年度行われるでありましょうから、それについては非常に注視をして意見も述べていきたいなと思っているところでもあります。ありがとうございました。

〇事務局

先に回答させていただいてよろしいですか。消費者教育推進計画と、それから消費者基本計画を同時にやらないといけなくなりますが、飯田委員がおっしゃったように国の方針でも6月に基本方針が出ましたので、それを受けて、本来であれば可及的速やかに府の消費者教育推進計画を作らないといけないのですが、たまたま条例改正と時期を同じくしましたので、事務局としましては、各府県の動きとか、それから改正に向けていろいろ検討されている状況なども踏まえまして、資料収集はやっております。できるだけ早い時期にやらないと26年度中を目途にはできないと思っていますので、どれだけのことがこれからやれるのか、それはまた次期の審議会の委員の皆さんとご相談しながら、飯田委員がおっしゃったようにできるだけ早く立ち上げられるようにやっていきたいと思っております。以上です。

〇吉田委員

吉田実です。1年間お世話になりましてありがとうございました。

私は、この審議会にはいろいろかかわらせていただいて、事務局の方にもいろいろ申し上げて、お力を貸していただいてお世話になりました。特に条例改正では、検討部会のメンバーにも加えていただいて、一応答申というのを出すことができて、力不足の点もあって残念な部分もあるのですけれども、何とか形としてできてよかったなと思っております。

それから、今、飯田委員がおっしゃられたように、それから稲垣委員もおっしゃったように、審議会というのが、今回の条例改正の点では議論をできたわけですけれども、そのテーマ以外で、この2年間の任期のうちに、実質的な議論というのをする機会が審議会としてはなかったなと思っております。基本計画というのも26年度実施が決まりましたし、教育推進計画というのも出ていかないといけませんので、次年度の審議会は、やっぱりきちっと実のある議論ができるように、早い目に、しかも回数のほうも十分な議論ができるような機会を確保していただきたいと思います。

それから、苦情審のほうもかかわらせていただきました。これについては、予算の問題等いろいろあると思うのですけれども、やっぱり大阪府レベルぐらいになると、府のセンターが府下の市町村のセンターを支えると、センター・オブ・センターという機能を発揮すると、市町村のセンターで解決できない問題については、府のほうで受けとめてやるということを積極的に取り組んでいただいて、年間10件ぐらいあっせんなんかは取り上げるべきじゃないかと、私は個人的には思っております。大阪弁護士会からも委員のほうをたくさん推薦させていただいているのですが、ご要望にお応えして。実際かかわっている委員はごくわずかというのが実情でございますので、苦情審については、ぜひ実務運用のほうはできるだけ拾い上げる方向で、府のセンターもぜひ考えていただきたいと思います。

それから、いろいろ言って恐縮ですが、高齢者問題について、府のほうでも新たにトラブル未然防止キャンペーンというのを企画公募というのをされているようで、高齢者被害の防

止というのに力を入れていただくということは大変ありがたいのですが、実際、若者向けの DVDというのも去年か何かに作成されたと思うのです。大きな予算がついていたと思うの ですが、それについて私はある人から聞いたところ、センターのほうに送られてはきたけれ ども、実際何人が見ているのか、というような話を聞きました。今回もテレビCMといろん なリーフレットをお作りになるようでもあり、高齢者向けと見守り者向け、それぞれお作り いただけるようなのですが、高齢者向けのそういうポスターとかリーフレットとか、情報が ちゃんと高齢者に届いて、それから見守り者が一方的にリーフレットをもらうだけじゃなく て、見守り者がちゃんとそれを活用できるようなフォローの点もよく検討していただいて、 業者の提案というのをご検討いただいて選定していただきたいと思います。せっかく作って も作りっ放し、送りっ放しであると、結局それが生きないので。せっかくお金をかけて作っ たら、それが生きるようなことにしていただきたいというのが私の希望です。

いろいろ言いました。すみません、ありがとうございました。

〇高森委員

高森でございます。

まず最初に、条例改正の検討部会の方々、本当に大変だっただろうと、私、委員の1人としてお礼を申し上げたいと思います。理念や意見はそれぞれ先鋭化していったとしても、実際答申となると、条例という形で、現実に改正の方向にまとめられるかという観点から答申がまとめられるというのは、本当に大変だと思います。そういう観点から見たら、いろいろ個々には意見があっても、全体としては非常によい中身になったように、私自身は個人的には思っております。

この2年間委員をさせていただきまして、あっせんとか調停というのが、これほど利用されていないのかというのが、非常に驚きをもって新しい知識も得させていただきましたが、やはり一番大きかったのは、それぞれのお立場からの消費者行政とか消費者教育に対する委員の方の熱い思いを聞かせていただいたのが、とても私は勉強させていただいたというふうに思っております。

これからも、学生に対する消費者教育というのは常にやらなければならないなと、それなりに実践したつもりでありますけれども、この経験も生かして、今後とも教育、研究に生かしていきたいと思います。2年間どうもありがとうございました。

〇小牧委員

小牧です。

この審議会の委員をさせていただいて3期になります。その間に自主行動部会の最後は部会長をさせていただきましたけれども、自主行動基準というのは大阪府独自の制度で、本来なら非常に画期的なよい制度であるべきものなのに、どういう事情でああいうふうになってしまったのかよくわかりませんけれども、うまく想定し得ないような利用のされ方をされているということを知りまして、本当にびっくりしたのと、そこをいかにそのようにならないかと、どうやったら防げるのかと、ずっと毎回考えておりまして、条例改正の中に若干でも盛り込めたかなと思って、それがこの1年ちょっとの仕事として、非常によかったなと思っております。

それと、稲垣委員もおっしゃられましたけれども、最初、審議会そのものの回数が年1回で、それも年度末近くで、概ねその年にあったものを単に報告を受けて、勝手に意見を述べてそのままというような感じの審議会のようなあり方で、これではなかなか審議会としての

役割を果たせていなかったのではないかというふうに、じくじたる思いをしておりまして、この条例改正に当たりましては、非常に活発な議論が出てまいりまして、ぜひとも次なる審議会は、特に計画を作るということになりますと、その計画、進行管理というのが大きな役割になるかと思いますので、この審議会そのものが活発化して、大阪府の消費者行政に寄与することができるのを願っております。どうもありがとうございました。

〇池田会長

皆様、2年間本当にお世話になりました。ありがとうございます。

私自身、改めて本当にこれだけ密度濃く審議会で、あるいは部会で、ご意見をいただいたというこういう機会というのは、本当に今まで経験がないぐらい非常に感激しております。

また、この2年間、事務局の皆さんにはしっかり支えていただきました。事務局のメンバーが途中で一度交代ということもございましたけれども、新しい国の法制度が変わり、大阪府の消費者行政としてそれをどう受けとめるかという中で、一つの案としては勉強会のようなイメージで審議会の場で議論してはどうかという案もございました。しかし、そうではなくて、それをよりしっかり受けとめて、条例改正のような形にしてはどうかというふうに、むしろ提案いただいたのは事務局の皆さん方から、自発的に出てきたところでございまして、ある意味では大阪府の消費者行政の未来は明るいなというふうに私自身は思っております。

この間、さまざまな立場でいろんなかかわり方、あるいは外からも見させていただいていますけれども、どんどん府の消費者保護審議会の議論の内容というのは、回数の頻度もそうですけれども、以前にも増して中身が濃い、これも本当に委員の皆様、事務局の皆様のおかげだと思います。

これまでいろいろと先生方からいただきました流れを最大公約数的にまとめると、次の消費者保護審議会は、あるいは次以降ですけれども、そのミッションとしては、やはり審議会の機能の強化というところが一つあるだろうというふうに思った次第です。改めまして本当に厚く御礼を皆様に申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにバトンタッチをさせていただきます。

〇義永消費生活センター総括主査

池田会長並びに委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、本当にありがと うございました。

それでは、最後に、大阪府府民文化部長、大江より閉会の挨拶を申し上げます。

〇大江大阪府府民文化部長

府民文化部長の大江でございます。

皆様方、本当に大変すばらしい議論、審議をいただきまして、本当にありがとうございました。この2月ですか、知事のほうから諮問をさせていただきまして、半年間本当に密度濃くご議論いただいたのではないかと思っております。私も4月に就任いたしましてから、この消費者問題への議論をぜひ展開させていただきたいと思いましたが、最初のほうは新米でほかのことで取り紛れまして、十分参加させていただけなかったのですが、後半の最後の2回につきましては出席させていただきまして、いろいろとご意見を聞かせていただきました。消費者問題、行政がこれから進めていく上で、ぜひとも参考にさせていただきたいというふうに強く思っておるところでございます。

本日のご議論を踏まえまして、答申ということで、できれば今月の30日ぐらいには会長の

ほうにもお出ましいただきまして、府のほうへ答申ということでお願い申し上げたいという ふうに考えております。この答申をいただきまして、府のほうで法令部局等と十分協議いた しまして、来年の2月には条例改正につながるように精力的に事務を進めていきたいという ふうに考えております。また、この9月の後半には9月の府議会が始まりますので、その場にも、この消費者保護審議会のほうの答申を説明いたしまして、府議会のほうでもぜひ議論をしてもらいまして、その上で条例改正につなげていくということも考えていきたいと思っております。

また、先生方からいろいろ苦情審の問題でありますとか、ご意見をいただきましたことに つきましても、今後の消費者行政を進める上でぜひとも受けとめまして、できるだけできる ところから反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしま す。

ご議論の中で、きょう前文の件を小牧委員からもご指摘いただきまして、本当はこの前文を触るということもありだなと私は思っておりましたのですけれども、前文と申しますのは、一つの王城の美学みたいなのがございまして、やはり部分的にちょこちょこっと追加修正いたしますと、どうしても、ではほかもこうだとか、これは足すべきではないか、というふうな議論でして、これはなかなか奥の深い議論になるなということで、逆に言えば基礎委員会みたいなものをつくってやらないと、その辺の美学の問題もございまして、今回は前文はこのままでどうかということとさせていただいているところでございますが、今後の審議会のご議論の中で、前文も議論が必要なのではないかというご意見につきまして、またいろいろとご意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

私自身も消費者保護という言葉については、保護という言葉がいいのかどうかと思って、 実はずっと就任後悩んでいたのですけれども、審議会のほうから、やっぱり保護という言葉 は重要じゃないかと、必要じゃないかというふうなご意見だと伺いましたので、この消費者 保護という観点の条例ということで進めていこうと考えております。最近は、消費者主権と か、消費者の主権を確立していくというふうな概念もあろうかと思いまして、ちょっと私勉 強はしたのですけれども、ぜひそういう意味では、今回は消費者保護ということで進めさせ ていただきたいと思っております。

また、それから、訪問ステッカーの件もご意見をいただきました。これも非常に重要なことでございまして、これによって消費者側が、非常に強く対応できるということでございますので考えていきたいと思うのですけれども、広くあまねくこれをどのようにお渡ししていくことができるのかといったこともございますし、また消費者問題で行政がどのように進めているのかということも、PRが足りないということもございましたので、そういったことも含めまして、都道府県の行政が、どのように地域にまで浸透していくことができるとかという非常に大きなテーマでもございまして、ぜひ今後ともご意見をいただきまして、また訪問ステッカーの表示、そのあたりも私どもも考えていきたいと思いますので、より一層わかりやすい提案できればいいなというふうに考えております。

それから、苦情審の問題につきましては、確かに都道府県行政としては非常に重要な役割だなということは、重々委員の皆様方からもお聞かせいただきまして、私自身も強く認識しているところでございます。この苦情審につきましては、ぜひとも活性化していきたいというふうに思っておりますけれども、いろいろ聞きますと、事務的にはいろいろと一生懸命やっているのだけれども、消費生活センターの場合は現在咲洲にあるのですけれども、大阪市の消費者センターと非常に連携よくやらせていただいていて、その点は非常にメリットとしては大きいのですけれども、一方でちょっと何かフットワーク悪いなという面もございまし

て、またこのあたりも大いに悩んでおりますが、ぜひ苦情審も活性化できるように一生懸命 頑張っていきたいと思っております。

いずれにしましても、今後とも消費者行政というのは、継続、反復して、そして進めていくということが大変重要だと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、委員の改選時期ということではございますが、さまざまな形で引き続き大阪府の消費者行政にご協力をいただきますよう心からお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にいろいろとお世話になりましてありがとうございました。

○義永消費生活センター総括主査

では、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様には長時間 にわたり、本当にありがとうございました。